

## 記入例

令和6年4月12日

豊田市長 様

〒 471-8501

(申請者) 住 所

豊田市西町3丁目60番地

フリガナ  
氏 名ボウハン イチロウ  
防犯一郎

電話番号

(0565)34-6633

## 豊田市特殊詐欺被害等防止機器購入費補助金交付申請書兼実績報告書

豊田市特殊詐欺被害等防止機器購入費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり申請します。

## 1 補助金申請内容

(1) 補助対象経費（購入に要した費用）	金 15,000円
(2) 補助金交付申請額 ((1)×1/2) ※上限 7,000円、1,000円未満切捨て	金 7,000円
特殊詐欺被害等 防止機器	製造会社名 ○○○○株式会社
	機器の型式 △△-XXXX
	機器の種別（該当機器を○で囲む） 外付け機器・ <span style="border: 1px solid red;">固定電話機</span>
	購入年月日 令和6年4月10日
特殊詐欺被害等防止機器を設置した電話番号	(0565)34-6633

## 2 添付書類

- (1) 補助対象経費に係る領収書
- (2) 特殊詐欺被害等防止機器の機能が確認できるもの※
- (3) その他市長が必要と認める書類

※（公財）全国防犯協会連合会の優良防犯電話推奨品目録に記載のある機器であれば、省略可

## 誓約書兼同意書

下記の誓約事項及び同意事項を確認の上、□にチェック（✓）してください。

### 【誓約事項】

- 申請者は、豊田市税を滞納していません。
- 購入した特殊詐欺被害等防止機器は、申請者が居住する住宅に設置します。
- 申請者並びに同一世帯の世帯員は、過去にこの補助金（他市区町村の同様の補助金を含む。）の交付は受けていません。
- 申請者並びに同一世帯の世帯員は、同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていません。
- 購入した特殊詐欺被害等防止機器は、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、売却し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しません。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- 補助金の交付を受けた後、補助金交付決定を取り消された場合は、速やかに補助金を返還します。
- 特殊詐欺被害等防止機器を購入した後に生じた特殊詐欺等による損害について、市が一切の責任を負わないことについて了承します。

### 【同意事項】

- この書類等により市が入手した個人情報に関し、他の自治体との情報共有及びこの補助金の目的の範囲内において使用されることに同意します。
- この補助金の交付事務に必要な補助対象者の審査に関し、市担当者が申請者に係る住民基本台帳を閲覧すること及び豊田市税の収納状況を確認することに同意します。
- 市が実施する特殊詐欺被害等防止機器の利用状況等に関する調査に協力します。

令和6年4月12日

氏名（自署） 防犯一郎

必ず自署してください。